

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の概要

	医療		介護		障害	
	慰労金	支援金	慰労金	支援金	慰労金	支援金
対象	医療機関、訪問看護ステーション及び助産所等に勤務する医療従事者や職員で、対象期間中に通算10日以上勤務された方	医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所における、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用	介護サービス事業所・施設等に勤務する職員で、対象期間中に通算10日以上勤務された方	①介護サービス事業所・施設等が、感染症対策を徹底した上で、介護サービス等を提供するため必要となるかかり増し経費 ②介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけに要する費用 ③環境整備等の取組に要する費用	障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員で、対象期間中に通算10日以上勤務された方	①障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するため必要となるかかり増し経費 ②障害福祉サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけに要する費用 ③環境整備等の取組に要する費用
対象期間	R2.3.2～R2.6.30 ※帰国者・接触者外来を設置する医療機関の場合は、県から当該役割を設定された日。 ※宿泊療養の場合は、県から当該役割を設定された日。	R2.4.1～R3.3.31	R2.3.2～R2.6.30	R2.4.1～R3.3.31	R2.3.2～R2.6.30	R2.4.1～R3.3.31
交付金額	○県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員 ・実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合 1人20万円 ※実際に新型コロナウイルス感染症患者に初めて診療等を行った日以降に勤務していない場合には10万円 ・上記以外の場合 1人10万円  ○その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員 1人5万円 ※実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円	【上限額】 ①病院 200万円+5万円×病床数 ②有床診療所 200万円 ③無床診療所 100万円 ④薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円	○利用者に感染者が発生・濃厚接触者である利用者に対応した施設・事業所等に勤務し利用者と接する職員（訪問系） 感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合（その他） 感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合 ・いずれも一日でも要件に該当する場合 1人20万円 ・上記以外の場合 1人5万円  ○その他の施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員 1人5万円	①基準額 or 対象経費の実支出額いずれか少ない方 ※事業内容毎に基準額を設定（3万3千円～188万5千円） 詳しくは交付要綱等を参照 ②（電話による確認の場合）1,500円/利用者（訪問による確認の場合）3,000円/利用者 ※一部例外あり ③20万円 or 対象経費の実支出額いずれか少ない方  ※②及び③は、通所系・短期入所系・訪問系・多機能型の事業所が対象	○利用者に感染者が発生・濃厚接触者である利用者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員（訪問系） 感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合（その他） 感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合 ・いずれも一日でも要件に該当する場合 1人20万円 ・上記以外の場合 1人5万円  ○その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 1人5万円	①基準額 or 対象経費の実支出額※事業内容毎に基準額を設定（2万7千円～300万円） 詳しくは交付要綱等を参照 ②2,000円/利用者（計画相談支援の場合）1,500円/利用者（障害児相談支援の場合）2,500円/利用者 ③20万円 or 対象経費の実支出額いずれか少ない方  ※②及び③は、通所系・短期入所・訪問系・相談系（地域定着支援を除く）の事業所が対象
提出先 提出方法 （団体申請） 【原則】	【提出先】 愛媛県国民健康保険団体連合会 【提出方法】 ①オンライン請求システム【原則】 ②WEB申請受付システム ③電子媒体（CD-R等） ④紙  ※支援金の精算交付申請の場合は、愛媛県へ③又は④により提出	【提出先】 愛媛県国民健康保険団体連合会 【提出方法】 ①インターネット請求・電子請求受付システム【原則】 ②電子媒体（CD-R等） ③紙  ※国保連に対して報酬請求を行っていない事業所は、愛媛県へ②又は③により提出	【提出先】 愛媛県国民健康保険団体連合会 【提出方法】 ①インターネット請求・電子請求受付システム【原則】 ②電子媒体（CD-R等） ③紙  ※国保連に対して報酬請求を行っていない事業所や地域生活支援事業所は、愛媛県へ②又は③により提出	【提出先】 愛媛県国民健康保険団体連合会 【提出方法】 ①インターネット請求・電子請求受付システム【原則】 ②電子媒体（CD-R等） ③紙  ※国保連に対して報酬請求を行っていない事業所や地域生活支援事業所は、愛媛県へ②又は③により提出	【提出先】 愛媛県国民健康保険団体連合会 【提出方法】 ①インターネット請求・電子請求受付システム【原則】 ②電子媒体（CD-R等） ③紙  ※国保連に対して報酬請求を行っていない事業所や地域生活支援事業所は、愛媛県へ②又は③により提出	【提出先】 愛媛県国民健康保険団体連合会 【提出方法】 ①インターネット請求・電子請求受付システム【原則】 ②電子媒体（CD-R等） ③紙  ※国保連に対して報酬請求を行っていない事業所や地域生活支援事業所は、愛媛県へ②又は③により提出
提出先 提出方法 （個別申請）	【提出先】 愛媛県 【提出方法】 紙	—	【提出先】 愛媛県 【提出方法】 紙	—	【提出先】 愛媛県 【提出方法】 紙	—
申請受付期間 （団体申請）	R2.7.29～R2.10.31（必着） ※毎月15日～月末に受付	R2.7.29～R3.2.28（必着） ※毎月15日～月末に受付	R2.7.29～R3.2.28（必着） ※毎月15日～月末に受付	R2.7.29～R3.2.28（必着） ※毎月15日～月末に受付	R2.7.29～R3.2.28（必着） ※毎月15日～月末に受付	R2.7.29～R3.2.28（必着） ※毎月15日～月末に受付
申請受付期間 （個別申請）	R2.7.29～R2.10.30（必着）	R2.7.29～R3.2.26（必着）	R2.7.29～R3.2.26（必着）	R2.7.29～R3.2.26（必着）	R2.7.29～R3.2.26（必着）	R2.7.29～R3.2.26（必着）

※詳しくは、交付要綱やリーフレット等をご確認ください。